

3 時間帯別電灯（eタイム3）^{スリー}

I 本 則

1 目 的

この選択約款は、時間帯別に設定された料金によって、より電力需要の少ない時間帯への負荷移行を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第7項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成21年3月3日付け届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 適 用 範 囲

供給約款の従量電灯の適用範囲に該当し、別表1（夜間蓄熱型機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱型機器」といいます。）または別表2（オフピーク蓄熱型機器）に定める小型機器（以下「オフピーク蓄熱型機器」といいます。）を使用する需要で、夜間蓄熱型機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱型機器の総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

4 契 約 容 量

- (1) 契約容量は、原則として供給約款の従量電灯Cに準じて定めます。
- (2) 夜間蓄熱型機器を使用される場合は、(1)にかかわらず、契約容量は、原則として、次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値がロによってえた

値以上となる場合は、イによってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定してえた値といたします。

イによってえた値+ロによってえた値×0.1

イ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器以外のものについて、原則として従量電灯Cの契約容量決定方法に準じてえた値

ロ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器の総容量（入力）

5 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 午後時間

毎日午後1時から午後6時までの時間をいいます。

(2) 朝晩時間

毎日午前8時から午後1時までの時間および毎日午後6時から午後10時までの時間をいいます。

(3) 夜間時間

午後時間および朝晩時間以外の時間をいいます。

6 料 金

料金は、早取期間内に支払われる場合には早取料金とし、早取期間経過後に支払われる場合には遅取料金といたします。ただし、供給約款27（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに10（その他）(1)イにより日割計算をしてえた料金については、早取料金といたします。

(1) 早取料金

早取料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、お客さまが別表3（通電制御型機器）に定める通電開始時刻が制御可能な小型機器（以下「通電制御型機器」といいます。）を使用される場合の早取料金は、基本料金および電力量料金の合計から、ハによって算定された通電制御型機器割引額を差し引いたものといたします。また、電力量料金は、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,100

円を下回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,100円を上回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|------------------------|-----------|
| 1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで | 3,087円00銭 |
| 上記をこえる1キロボルトアンペアにつき | 451円50銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 午後時間

| | |
|------------|--------|
| 1キロワット時につき | 31円05銭 |
|------------|--------|

(ロ) 朝晩時間

| | |
|------------|--------|
| 1キロワット時につき | 24円16銭 |
|------------|--------|

(ハ) 夜間時間

| | |
|------------|-------|
| 1キロワット時につき | 8円65銭 |
|------------|-------|

ハ 通電制御型機器割引額

通電制御型機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の通電制御型機器割引額は、半額といたします。

| | |
|------------------------------------|---------|
| 通電制御型電気温水器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき | 231円00銭 |
| 通電制御型蓄熱式電気暖房器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき | 168円00銭 |

なお、通電制御型電気温水器および通電制御型蓄熱式電気暖房器の総容量（入力）の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ニ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハによって算定された通電制御型機器割引額を差し引いてえた金額が次の金額を下回る場合は、その1月の早収料金は、次の金額といたします。

| | |
|---------|---------------|
| 1 契約につき | 3 1 5 円 0 0 銭 |
|---------|---------------|

(2) 遅収料金

遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。

7 非蓄熱式電気暖房割引Ⅰ型

需要場所におけるすべての暖房を電気でまかなう需要で、当社との協議が整った場合の冬期間および中間期間の早収料金は、6（料金）(1)によって算定された早収料金の場合の金額から(1)によって算定された非蓄熱式電気暖房割引額を差し引いたものといたします。ただし、6（料金）(1)によって算定された早収料金の場合の金額から(1)によって算定された非蓄熱式電気暖房割引額を差し引いてえた金額が6（料金）(1)ニの最低月額料金を下回る場合の早収料金は、6（料金）(1)ニの最低月額料金といたします。

この場合の冬期間とは、毎年11月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間とし、中間期間とは、毎年9月の検針日から11月の検針日の前日までの期間および毎年3月の検針日から5月の検針日の前日までの期間といたします。

なお、8（非蓄熱式電気暖房割引Ⅱ型）とあわせて適用を受けることはできません。

(1) 非蓄熱式電気暖房割引額

非蓄熱式電気暖房割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が(2)に定める非蓄熱式電気

暖房割引上限額を上回る場合の非蓄熱式電気暖房割引額は、(2)に定める非蓄熱式電気暖房割引上限額といたします。

冬期間の非蓄熱式電気暖房割引額 = 割引対象額×20パーセント

中間期間の非蓄熱式電気暖房割引額 = 割引対象額×15パーセント

なお、割引対象額は、その1月の電力量に6（料金）(1)口の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

(2) 非蓄熱式電気暖房割引上限額

非蓄熱式電気暖房割引上限額は、1月につき次によって算定された金額といたします。

| | | |
|------|---------------------------------|-----------|
| 冬期間 | 非蓄熱式電気暖房機器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき | 2,310円00銭 |
| 中間期間 | 非蓄熱式電気暖房機器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき | 840円00銭 |

なお、非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

8 非蓄熱式電気暖房割引Ⅱ型

需要場所におけるすべての暖房を電気でまかなう需要で、当社との協議が整った場合の冬期間の早収料金は、6（料金）(1)によって算定された早収料金の場合の金額から(1)によって算定された非蓄熱式電気暖房割引額を差し引いたものといたします。ただし、6（料金）(1)によって算定された早収料金の場合の金額から(1)によって算定された非蓄熱式電気暖房割引額を差し引いてえた金額が6（料金）(1)二の最低月額料金を下回る場合の早収料金は、6（料金）(1)二の最低月額料金といたします。

この場合の冬期間とは、毎年11月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間といたします。

なお、7（非蓄熱式電気暖房割引Ⅰ型）とあわせて適用を受けることはできません。

(1) 非蓄熱式電気暖房割引額

非蓄熱式電気暖房割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が(2)に定める非蓄熱式電気暖房割引上限額を上回る場合の非蓄熱式電気暖房割引額は、(2)に定める非蓄熱式電気暖房割引上限額といたします。

$$\text{非蓄熱式電気暖房割引額} = \text{割引対象額} \times 30\text{パーセント}$$

なお、割引対象額は、その1月の電力量に6（料金）(1)口の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

(2) 非蓄熱式電気暖房割引上限額

非蓄熱式電気暖房割引上限額は、1月につき次によって算定された金額といたします。

| | |
|---------------------------------|------------|
| 非蓄熱式電気暖房機器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき | 3, 150円00銭 |
|---------------------------------|------------|

なお、非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

9 使用電力量の計量

(1) 使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、供給約款26（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。

(2) 夜間蓄熱型機器の計量等

イ 特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱型機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただきます。また、当社は、夜間時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について

通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ イの場合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。

10 そ の 他

(1) この選択約款に定めのない規定については、次に定める場合を除き、供給約款の従量電灯Cにかかわる規定を準用するものといたします。

イ 当社は、供給約款28（日割計算）に準じて日割計算を行ない早取料金を算定いたします。ただし、通電制御型機器割引額および非蓄熱式電気暖房割引上限額の日割計算は、別表5（通電制御型機器割引額等の日割計算の基本算式）によるものといたします。

ロ 供給約款41（制限または中止の料金割引）に定める事項については、供給約款の従量電灯Bに準ずるものといたします。

(2) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 契 約 容 量

- (1) お客様の希望により当社の電流制限器を取り付ける場合は、契約容量は、電流制限器の定格電流値にもとづき次の算式により算定いたします。

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \text{電流制限器の定格電流(アンペア)} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、供給約款17（従量電灯）(1)ハ(ロ)および(2)ハ(ロ)における電流制限器をいいます。

- (2) 夜間蓄熱型機器を使用される場合で、お客様の希望により夜間蓄熱型機器以外の機器について当社の電流制限器を取り付けるときは、本則4（契約容量）(2)イの値は、(1)に準じて算定いたします。

2 夜間蓄熱型機器等にかかわる取扱い

- (1) 夜間蓄熱型機器

イ 夜間蓄熱型機器とは、主として夜間時間に通電する機能を有する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

ロ 「主として夜間時間に通電する機能を有する」とは、次の場合を含みます。

(イ) お客様が当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

(ロ) 本則9（使用電力量の計量）(2)イの場合で、当社が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合

ハ 夜間蓄熱型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ニ 当社は、別表1（夜間蓄熱型機器）に定める夜間蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱型機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(2) オフピーク蓄熱型機器

イ オフピーク蓄熱型機器とは、別表2（オフピーク蓄熱型機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

ロ オフピーク蓄熱型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ハ 当社は、別表2（オフピーク蓄熱型機器）に定めるオフピーク蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、オフピーク蓄熱型機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(3) 通電制御型機器

当社は、別表3（通電制御型機器）に定める通電制御型機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、通電制御型機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(4) 通電制御型機器に対する料金割引

イ 通電制御型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより、料金に変更があった場合は、通電制御型機器割引額は、別表5（通電制御型機器割引額等の日割計算の基本算式）により日割計算をいたします。

ロ 通電制御型機器の取付けまたは取替えをされた場合の通電制御型機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ハ 供給停止期間中の通電制御型機器割引額については、別表5（通電制御型機器割引額等の日割計算の基本算式）の「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。

なお、この場合、通電制御型機器割引額は、まったく電気を使用しない場合のものとしていたします。

3 非蓄熱式電気暖房機器にかかわる取扱い

(1) 非蓄熱式電気暖房機器

イ 非蓄熱式電気暖房機器とは、需要場所において主たる暖房機能をまか

なう、別表1（夜間蓄熱型機器）および別表2（オフピーク蓄熱型機器）以外の割引の対象となる電気機器をいいます。

ロ 非蓄熱式電気暖房機器は、専用の回路を施設し、直接接続していただきます。

ハ 非蓄熱式電気暖房機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ニ 当社は、非蓄熱式電気暖房機器が、別表1（夜間蓄熱型機器）および別表2（オフピーク蓄熱型機器）以外の電気機器であることを確認させていただきます。この場合、当社は、電気機器に関する資料等を提出していただくことがあります。

(2) 非蓄熱式電気暖房機器に対する料金割引

イ 非蓄熱式電気暖房割引Ⅰ型の適用を受けた後1年に満たないお客さまについては、原則として、非蓄熱式電気暖房割引Ⅱ型を適用いたしません。

ロ 非蓄熱式電気暖房割引Ⅱ型の適用を受けた後1年に満たないお客さまについては、原則として、非蓄熱式電気暖房割引Ⅰ型を適用いたしません。

ハ 非蓄熱式電気暖房機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより、料金に変更があった場合は、非蓄熱式電気暖房割引上限額は、別表5（通電制御型機器割引額等の日割計算の基本算式）により日割計算をいたします。

また、この場合の割引対象額は、料金に変更のあった日の前後の期間ごとに算定いたします。

ニ 供給約款27（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

ホ 非蓄熱式電気暖房機器の取付けまたは取替えをされた場合の非蓄熱式電気暖房割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が非蓄熱式電気暖房機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

4 使用電力量の計量

- (1) 「特別の事情がある場合」とは、従量電灯および選択約款の深夜電力Aおよび深夜電力B、または従量電灯および選択約款の深夜電力Cもしくは選択約款の深夜電力Dの適用を受けているお客さまが3時間帯別電灯に契約種別を変更される場合等、技術的、経済的にやむをえず別計量を希望される場合をいいます。
- (2) 本則9（使用電力量の計量）(2)イの場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに本則9（使用電力量の計量）(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

5 そ の 他

- (1) 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、供給約款56（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。
- (2) 供給約款Ⅷ（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したのものとして、従量電灯Cに準じて取り扱うものといたします。
- (3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の別表5（通電制御型機器割引額等の日割計算の基本算式）の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 検針期間の日数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。
- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ロ 暦日数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するもの

といたします。)の属する月の日数といたします。

- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。

附 則

1 実施期日

この選択約款は、平成21年4月1日から実施いたします。

2 燃料費調整についての特別措置および経過措置

(1) 燃料費調整

平成21年4月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間における、本則6（料金）の電力量料金について、燃料費調整（燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。）は、I（本則）の規定によらず、燃料費調整単価が(3)ロ(イ)により算定される場合は、(4)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が(3)ロ(ロ)、(ハ)または(ニ)により算定される場合は、(4)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(2) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.3625$$

$$\beta = 0.9476$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数

は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (31,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(5)の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円を上回り、かつ、46,700円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 31,100\text{円}) \times \frac{\text{(5)の基準単価}}{1,000}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,700円を上回る場合
平均燃料価格は、46,700円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (46,700\text{円} - 31,100\text{円}) \times \frac{\text{(5)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

| 平均燃料価格算定期間 | 基準燃料費調整単価適用期間 |
|------------------------------|------------------------------------|
| 平成20年12月1日から平成21年2月28日までの期間 | 平成21年4月の検針日から平成21年5月の検針日の前日までの期間 |
| 平成21年1月1日から平成21年3月31日までの期間 | 平成21年5月の検針日から平成21年6月の検針日の前日までの期間 |
| 平成21年2月1日から平成21年4月30日までの期間 | 平成21年6月の検針日から平成21年7月の検針日の前日までの期間 |
| 平成21年3月1日から平成21年5月31日までの期間 | 平成21年7月の検針日から平成21年8月の検針日の前日までの期間 |
| 平成21年4月1日から平成21年6月30日までの期間 | 平成21年8月の検針日から平成21年9月の検針日の前日までの期間 |
| 平成21年5月1日から平成21年7月31日までの期間 | 平成21年9月の検針日から平成21年10月の検針日の前日までの期間 |
| 平成21年6月1日から平成21年8月31日までの期間 | 平成21年10月の検針日から平成21年11月の検針日の前日までの期間 |
| 平成21年7月1日から平成21年9月30日までの期間 | 平成21年11月の検針日から平成21年12月の検針日の前日までの期間 |
| 平成21年8月1日から平成21年10月31日までの期間 | 平成21年12月の検針日から平成22年1月の検針日の前日までの期間 |
| 平成21年9月1日から平成21年11月30日までの期間 | 平成22年1月の検針日から平成22年2月の検針日の前日までの期間 |
| 平成21年10月1日から平成21年12月31日までの期間 | 平成22年2月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間 |

ロ 平成21年4月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

平成21年4月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円を下回り、かつ、

基準燃料費調整単価が、ハに定める特別措置の燃料費調整単価から経過措置の燃料費調整単価を差し引いた値以上となる場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= \text{基準燃料費調整単価} - (\text{ハに定める特別措置の燃料費調整単価} \\ &\quad - \text{ハに定める経過措置の燃料費調整単価}) \end{aligned}$$

- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円を下回り、かつ、基準燃料費調整単価が、ハに定める特別措置の燃料費調整単価から経過措置の燃料費調整単価を差し引いた値を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= (\text{ハに定める特別措置の燃料費調整単価} \\ &\quad - \text{ハに定める経過措置の燃料費調整単価}) - \text{基準燃料費調整単価} \end{aligned}$$

- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円の場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= \text{ハに定める特別措置の燃料費調整単価} \\ &\quad - \text{ハに定める経過措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円を上回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= \text{基準燃料費調整単価} + (\text{ハに定める特別措置の燃料費調整単価} \\ &\quad - \text{ハに定める経過措置の燃料費調整単価}) \end{aligned}$$

- ハ 特別措置の燃料費調整単価および経過措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価および経過措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

| | 適用期間 | 特別措置の燃料費調整単価 | 経過措置の燃料費調整単価 |
|-------------|------------------------------------|--------------|--------------|
| 1 キロワット時につき | 平成21年4月の検針日から平成21年5月の検針日の前日までの期間 | 30銭 | 4銭 |
| | 平成21年5月の検針日から平成21年6月の検針日の前日までの期間 | 30銭 | 3銭 |
| | 平成21年6月の検針日から平成21年7月の検針日の前日までの期間 | 30銭 | 3銭 |
| | 平成21年7月の検針日から平成21年8月の検針日の前日までの期間 | 30銭 | 3銭 |
| | 平成21年8月の検針日から平成21年9月の検針日の前日までの期間 | 30銭 | 3銭 |
| | 平成21年9月の検針日から平成21年10月の検針日の前日までの期間 | 30銭 | 3銭 |
| | 平成21年10月の検針日から平成21年11月の検針日の前日までの期間 | 30銭 | 3銭 |
| | 平成21年11月の検針日から平成21年12月の検針日の前日までの期間 | 30銭 | 3銭 |
| | 平成21年12月の検針日から平成22年1月の検針日の前日までの期間 | 30銭 | 3銭 |
| | 平成22年1月の検針日から平成22年2月の検針日の前日までの期間 | 30銭 | 3銭 |
| | 平成22年2月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間 | 30銭 | 3銭 |

(4) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(5) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

| | |
|------------|-------|
| 1キロワット時につき | 16銭1厘 |
|------------|-------|

(6) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(2)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および(3)によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

3 この選択約款の実施にともなう切替措置

平成21年4月の検針日の前日までに使用される電気については、変更前の選択約款の3時間帯別電灯（平成20年7月29日付け届出。）および供給約款

等以外の供給条件（平成20年10月31日付け認可。）により料金を算定するものといたします。

別 表

1 夜間蓄熱型機器

夜間蓄熱型機器とは、次のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 主として夜間時間に通電する機能を有すること。
- (2) (1)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

2 オフピーク蓄熱型機器

オフピーク蓄熱型機器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能または暖房に使用するために必要とされる熱量を蓄熱する機能を有する定格電圧200ボルトのものであって、夜間蓄熱型機器に該当しないものをいいます。

3 通電制御型機器

通電制御型機器とは、次の(1)または(2)に該当する夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器をいいます。

(1) 通電制御型電気温水器

通電制御型電気温水器とは、次のイまたはロに該当する貯湯式電気温水器をいいます。

イ 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

- (イ) 給水温度を検知できること。
 - (ロ) (イ)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。
 - (ハ) (ロ)の熱量から所要通電時間数を算出できること。
- (ニ) 毎日の夜間時間（本則9〔使用電力量の計量〕(2)イの場合は通電時間といたします。）の終了時刻から(ハ)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

ロ イに準ずる場合で、当社が認めたもの。

(2) 通電制御型蓄熱式電気暖房器

通電制御型蓄熱式電気暖房器とは、次のイまたはロに該当する蓄熱式電気暖房器をいいます。

イ 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

(イ) 蓄熱体の温度を検知できること。

(ロ) (イ)の蓄熱体の温度にもとづいてお客さまが必要とされる熱量を蓄熱するための所要通電時間数を算出できること。

(ハ) 毎日の夜間時間（本則9〔使用電力量の計量〕(2)イの場合は通電時間といたします。）の終了時刻から(ロ)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

ロ イに準ずる場合で、当社が認めたもの。

4 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.3625$$

$$\beta = 0.9476$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均

原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (31,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円を上回り、かつ、46,700円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 31,100\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,700円を上回る場合
平均燃料価格は、46,700円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (46,700\text{円} - 31,100\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|---|------------------------------------|
| 毎年1月1日から3月31日 までの期間 | その年の5月の検針日から6月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年2月1日から4月30日 までの期間 | その年の6月の検針日から7月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年3月1日から5月31日 までの期間 | その年の7月の検針日から8月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年4月1日から6月30日 までの期間 | その年の8月の検針日から9月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年5月1日から7月31日 までの期間 | その年の9月の検針日から10月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年6月1日から8月31日 までの期間 | その年の10月の検針日から11月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年7月1日から9月30日 までの期間 | その年の11月の検針日から12月の検針日 の前日までの期間 |
| 毎年8月1日から10月31日 までの期間 | その年の12月の検針日から翌年の1月の 検針日の前日までの期間 |
| 毎年9月1日から11月30日 までの期間 | 翌年の1月の検針日から2月の検針日の 前日までの期間 |
| 毎年10月1日から12月31日 までの期間 | 翌年の2月の検針日から3月の検針日の 前日までの期間 |
| 毎年11月1日から翌年の1 月31日までの期間 | 翌年の3月の検針日から4月の検針日の 前日までの期間 |
| 毎年12月1日から翌年の2 月28日までの期間（翌年が 閏年となる場合は、翌年の 2月29日までの期間） | 翌年の4月の検針日から5月の検針日の 前日までの期間 |

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料

費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

| | |
|------------|-------|
| 1キロワット時につき | 16銭1厘 |
|------------|-------|

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

5 通電制御型機器割引額等の日割計算の基本算式

(1) 通電制御型機器割引額を日割りする場合

$$1 \text{ 月の通電制御型機器割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(2) 非蓄熱式電気暖房割引上限額を日割りする場合

$$1 \text{ 月の非蓄熱式電気暖房割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(3) 供給約款27（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)および(2)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$